

第一回 農林委員會會議錄 第二十二号

昭和二十二年九月二十日(土曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

委員

理事

佐竹 新市君

平工 喜市君

水野 実郎君

關根 久藏君

寺本 齊君

八木 一郎君

田口 助太郎君

松野 頼三君

中村 元治郎君

出席政府委員

農林政務次官

農林事務官

委員外の出席者

專門調査員

岩隈 博君

井上 良次君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

山添 利作君

参議院の方は可決になりました、こちらへ送付された議案でございます。農産種苗法案、これも参議院において可決され送付された議案でございます。

○中垣委員 この委員会に提出されております農産種苗法案並びに開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案のいずれも政府側の御説明によりましてよくわかつておりますから、討論等を避けまして、早く委員会でも可決して上程せられるような手続をとられることを希望いたします。

○野澤委員長 中垣委員にお尋ねいたしますが、三案を一括してですか、あるいは二つだけですか。

○中垣委員 二つだけです。

○野澤委員長 ただいま中垣委員の動議がありました。開拓者資金金融通法の一部を改正する法律案、農産種苗法案、右二案を質疑を省略して可決されんことを望むという動議がありました。お諮りいたします。ただいまの中垣委員の動議に對して決をなす前に、委員長の御意見を申し上げ、一應萩原委員から簡単な質問があるようでありまして、これを許した後に、この質問を問うことにいたしたいと思います。

○萩原委員 ちよつとお尋ねしたいのですが、この種苗法第三條の但書の種苗業者以外の者が販賣する場合であります。これを具體的に御説明願います。殊に農家がいろいろ種を買つたりする場合、こういう場合を指すのでございましょうか。

○野澤委員長 ただいまの中垣委員の動議に對して質問を聞きたいと思ひます。御質問を聞かせませんか。

○野澤委員長 是は右二案は質疑を省略して、可決することにいたします。

○野澤委員長 次に農産種苗相續特例法案、右法案を議題に付して御審議を願うことにいたします。一應本法案について政府當局から逐條的に説明を願うことにいたします。

○山添政府委員 逐條説明を申し上げます。

政務次官からこの法案の提案理由の説明がございましたが、骨子は二點であります。第一點は農産資産を物として分割しないで、一人の人が承継する。その一人たるや農産を承継する者でなければならぬ。農産を實際に営んでいく人、この人が一人相續するときが第一點であります。第二點は物の價格の關係においての相續分、農産を承継する人に多くの負擔をかける、という意味において、特別相續分を認めたいことである。すなわち従来でありますと家督相續の制度によりまして農産資産であつたと、その他の資産であつたと、一括して長子が相續をしたのであります。が、新民法、また民法の應急措置法によりましてこれが均分相續になつた。そこで物として一括して相續すると同時に、價格として相續財産の二分の一を越えない範圍において農産資産の價格の全額を特別相續分として農産資産を受け継ぐ人が特別にもらふ。その残りの財産、すなわち全財産の二分の一に相當するものを兄弟等の共同相續人が分け合ふ。こういう關係になつておるのであります。この二つの點が中心でありまして、その他には何ら民法の原則に變つたことはございません。

それでは逐條にはいりますが、第一條に關しましては法案の目的を掲げただけでございます。歸するところ農産資産の細分化を防止して、農産經營の安定をはかつていく。そのために民法の相續に關する均分相續に對して例外を設けるといふことであります。

第二條は農産資産の範圍を掲げております。まずどの程度のものをもちて農家とみなすか。この法律の対象にする農家とするかといふことにつきましては、一段歩以上の農地について耕作の業務を営む者といふことにいたしております。これは一段歩がよろしいか、いろいろ議論もあつたと思ひますが、従来から農會法當時から一段歩といふことをもちまして農家とみるかどうかといふことの基準にいたしております。また農林統計等によりまして、一段歩といふような農家も相當数ございますので、すなわち非常に関係の深い農産を営んでおるといふ、あるいは農産以外の――農産以外

と云いますとおかしいのであります。が、畜産等を主としてやつておるといふ農家につきましては、農地は少いけれども立派な農産經營をやつてゐる人もありますので、一段歩以上について農産も持つておる人をこの法律の対象にいたすことにしたのであります。しかして各條に掲げておりまする細分について、これは農産經營を現實に承継する人を保護するのであります。單なる資産といふことに着目するのではない。農産經營そのものの破産を避ける意味でありますから、その農産經營の目的に即しておるものに限定してゐる。言いかえますると、農地で他人に小作に出しておるものは、この法律の適用を受けないといふことが規定してあるのであります。第一號は農産を営むところの農地の所有權、または永小作權、賃借權、それから農産經營に密接不可分に結びついておるもの、自家用薪炭林の所有權及び賃借權、第二號はその土地の上にある樹木、第三號は農家の住宅もしくは農作業等に使用する農舎、また水利施設等の關係を指しております。

第四號は宅地または敷地の所有權及び賃借權、第五號は農産動産の範圍を掲げております。これは農産用の動産と申しますれば數限りなくございまして、そのうち相當の財産的價值をもつものといふ範圍に限定をいたしております。すなわち牛馬、それから運搬具、こういう種類のものであります。

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

第一類第九号 農林委員會會議錄 第二十二号 昭和二十二年九月二十日

これらのものが一括して農業を営むための必要な農業資産として不分割に承継をされるわけであります。先ほど申しましたように、これは現実の農業経営の継続を保護しようという趣旨でございますので、小作地はこれを含まないわけであります。しかしまたま何らかの理由をもちまして、一時みずから耕作することをやめ、これを他人に貸しておられますものは、この資産の範囲に含まれる。これは當然近き将来に返してもらつて、みずから耕作をするわけでありますから、含めるというにいたしてあるわけであります。なお未項に「農業とは、耕作、養畜又は養蠶の業務」これは他の法令における場合と同様であります。

第三條は「農業資産は、遺産の分割に因つて二人以上の者にこれを歸屬させることはできない。二人以上の者といる場合は、要するに一人が受け継ぐ」ということであります。第三條第二項の「第八條第二項又は第三項の規定による裁判」といふのは、結局農業を営む者がいないという場合に農業資産を相続する者を裁判所が選定しない。そういう場合にはこの規定を適用しない。すなわち民法の原則にたちかえつて、農業資産を分割してもよろしい。すなわち均分相続の主義を完全に適用するといふことを規定したわけであります。でありますから原則的にともかく農業資産は一人の者がこれを承継する。しかし農業をやる人がない場合には一般の民法の原則による。こういう趣旨でございます。

第四條ないし第八條はだれが農業資産の相続人になるか、その決定の方法が書いてあるわけでありますが、第四條は被相続人、普通の場合で申しますれば父親がだれに相続させるかといふことを指定することができる。この指定はいつでも取消することができるし、また遺言によつてこれをすることができ、第一段に順序をいまして父親の指定ということが書いてござい

ます。第五條は、このようにして父親からあらかじめ農業経営を承継すべき者と指定された相続人、これはいつでも相続の放棄をすることができ、期間内に限り、他の共同相続人に對する意思表示をもつて農業資産の相続人たる地位を放棄することができ。これはたとへば非常にその農家に負債がたかさんあつたその場合に、民法の規定によつて限定相続をする。すなわち受け継いだ積極財産の範囲内で負債を返しましよという限定相続をすることはできますが、この限定相続なるものをする人は農業資産の相続人になることはできないという規定がござい

ます。こういうことに對照いたしまして、いつでも相続の放棄ができる期間内については相続の放棄をすることができ。第六條は、このようにして指定されました、指定相続人が農業を営む見込みがないことが明らかであるといふときには、裁判所は他の共同相続人兄弟等の請求によりまして、その指定を取消すことができる。言いかえまして農業資産を受け継ぐ人は必ず農業を行

い、また行ふ見込みが確かな者でなければならぬといふことであります。第七條は、かようにして父親から相続人として指定された者がいない場合、また指定された者があつても、その者が農業を行ふ見込みがないといふので裁判所から取消された。あるいはみずから相続を放棄をしたというような場合におきましては、共同相続人が協議をしてだれが受け継ぐかといふことを定める。多くの場合には、この第七條の規定によつて兄弟が協議すべ

だれが相続するかといふことを定めるのが通例だと思ひます。この場合共同相続人のうちから選ぶのであります。が、單純承認をした者に限る。これは農業資産を相続する人は、相當なる特別相続分を受けるわけであり、當然、單純承認をした者でなければ、當然第三者の債權の保護といふことができません。信義に反するわけであり

ますのでこれは單純承認をした者のうちから選ぶ。いかなる者が選ばれるであらうかといふことはここには書いてございせんが、むろんこれは全體の趣旨をいたしまして、また社會上の事實として、家にあつて長らく父ととも農業經營に従事しておつたといふ人が、當然兄弟の中で選ばれるであらうといふことを考へるわけであり

ます。第八條は、兄弟の間で相談をいたしまして話がつまらぬ。また兄弟が遠隔の地にあつて、ただいまのようになまだ海外から引揚げて來ないといふようなことで相談ができないといふときには、共同相続人が請求いたしまして、裁判所にだれが相続すべき者をきめてくれといふ申請をする。裁判所はそういう申請がございすれば、最も農業經營に適當なりとする人、その他諸般の家族の事情を考へて、農業資産を相続すべき者の選定をいたします。この場合に共同相続人の中に農業を営む見込みのある者がいない場合

には、選定をしないという裁判をする。また共同相続人のいづれもが自分には農業經營を承継しないのだという意思をはつきりいたさせました場合には、裁判所は農業資産相続人の選定を受ける者がいない旨を裁判することとができる。このいづれの二つの場合におきましても、結局農業資産について、農業を繼續して営んでいく者がいない場合でありまして、このような場合におきましては、先ほど申しますやうに民法の原則にたちかえつて均分相続が行われるわけであり

ます。この趣旨は、先ほど申しますやうに民法の原則にたちかえつて均分相続が行われるわけであり、この趣旨は單なる財産の分割の保護ではありません。分割を避けるという意味ではないので、農業經營そのものを繼續していかうという趣旨でございますから、かような場合には均分相続の原則にたちかえらうといふこととあります。第九條は、かようにして相続人がき

まるか、あるいはきまらぬとかいふような事情については、相続のときにさかのぼつてその效力を生ずる。これは純然たる法律上の規定であります。第十條は特別相続分に関する規定でありまして、第四條の規定によつて指定された指定相続人、もしくは七條ないし八條の規定によつて選定されたところの農業資産の相続人があつた場合には、各共同相続人の相続分は、民法の原則によるところの均分相続における相続分を言ひますか、相続分の半分を相続するといふこととあります。しかして農業資産の相続人は、その半分についての相続分は、全體の二分の一の相続分、すなわち特別相続分を餘計に受ける。これは例をもつて申し上げれば非常にわかりやうと思ひますが、ここに全體の農家

の資産が十萬圓あるといたします。しかして農業資産の價格が七萬圓あるといたします。この十萬圓の場合にどのやうにしてわけらるか。まず十萬圓の半分、すなわち五萬圓は農業資産を受け継ぐ人がまず貰う。あとの半分を共同相続人がわけらる。もし妻がいないとして兄弟二人とすれば、おのづから二萬五千圓であります。従つてかりに兄の方が農業資産を承継する場合におきましては、五萬圓と二萬五千圓の七萬五千圓、それから弟の方は二萬五千圓を受継ぐ。こういう關係になるわけであり

ます。かように全體の財産の二分の一を特別相続分として受ける。その残りの二分の一を各共同相続人の間で均分にわけらる。しかしながらこれは遺言等によりましてこれを變更するといふやうなことは差支へはないのであります。それらのことはこの「前二項の規定は民法千六條の規定の適用を妨げない」といふやうに書いてあるものであります。もつともかように申しまして

も、常に必ず特別相続分として二分の一を受けるかと言ひますれば、これは一體特別相続分として二分の一を相続することができらぬのであります。けれども、これはあくまでも農業資産の範囲に限られるのが立法の趣旨でありまして、農業資産の價格の範圍よりも超えて餘計もらふといふ必要はないのであります。さうな場合には調整は、この第十二條に書いてござい

ます。第十一條は、農業資産は遺産の分割によつて農業資産相続人に歸屬する。すなわち不分割に農業資産の相続人に相続される。第十二條は特別相続分を二分の一といたしますけれども、現實の農業資産

の價額が全體の資産に對して二分の一以下の場合もあり得るし、また全體の農家の資産の中で非常に高い割合を占めておる場合もあるわけであり得る。そこで第十二條の第一項は農業資産を受継ぐ人の相続分に相當する財産の價額を超過するといふ場合、先ほど申しました例でとりましますと十萬圓のうち農業資産を受継ぐ人が七萬五千圓をもち、他の一人は二萬五千圓をもち、その場合に農業資産がかりに九萬圓であつたといふすれば、農業資産を受継ぐ人は七萬五千圓に對して九萬圓の財産をもちることになるわけであり得る。農業資産は一括してもらふわけであり得る。その差額の二萬五千圓を弟といふとするか、農業資産を受継がない人に償還をするといふ規定であり得る。第二項はその反對に特別相続分によつて農業資産相続分を受け得る利益が農業資産の價額を超過する疑いがある、先ほどの例で申しますれば五萬圓を特別相続分として受けた。ところが實際の農業資産の價額は三萬圓であつたといふれば、これは二萬圓は受け過ぎであり得るからこれを一般の民法に規定するところの相続分、すなわち二人で均分的に、よけいとり過ぎるものはわけする、こういうことである。すなわち第十二條の二項は農業資産の價額が全體の中で非常に多い割合を占めておる場合は、これを一括して受けることによつて特別相続分によつて認められた額よりも多過ぎる額を受ける場合、もしくは反對に特別相続分の二分の一を受けました結果として農業資産の價額よりもよけいな利益を受けた、こういう場合、いずれの場合におきましてもその差額を調整する

するといふ規定でございます。その場合にどれだけの超過額と見るべきや、またその支拂は一時拂にするか、一時拂が困難であれば數年間に分割して拂ふかといふような事柄は、家庭内のことでありますから共同相続人の協議によつてこれを定める。協議によつて定めるのでありますけれども、話がつかないときには裁判所が調停といふような意味合いにおいてこれを定めるといふこととございます。第一項及び第二項の規定によりまして農業資産相続人以外の共同相続人の取得する債權、及び農業資産相続人の負擔する債務は、これを各共同相続人が相続によつて承継したところの被相続人の權利義務とみなす、これは財産をわけるとにかよる關係として、それ、何といひますか、財産分配の處置をするといふこととございます。それから第三項の規定による裁判が決定いたしました場合には、これは執行力のある債務名義と同一の效力を有する、すなわち強制執行することができ、さういふ純然たる法律上の規定であります。そこに確定をするといふことであります。第十三條は農業資産の範圍をここに定めております。たとえば小作地について、これは一時小作に出してあるものかどうかといふようなことで、これを農業資産の中に組み入れるかどうかといふようなことについて異議があり、争ひがあるといふような場合には、裁判所が農業資産に屬するか否かを定めるといふこと。

それから第十四條は、このようにして農業資産の相続をいたした人は特別相続分といふような特別の保護を受けております。しかるにその保護を受けた人が、相続をしてから五年以内に何らの理由なく勝手に、任意に農業をやめたといふ場合におきましては、これは法律の保護せんとするところの目的外でありまして、それは結局不當に利益を得た次第でありますので、そのような場合には、他の共同相続人はそれだけの相続分に應じて農業資産を相続した人が特別相続分によつて受けたところの利益の限度において利益の分配を請求することができ、先ほど申しました例で言へば、五萬圓をそれぞれ均分に分けようじやないか、さういふ請求をすることができ、さういふ趣旨の規定であります。しかしながら任意にやめたと言ひましても、これが單に一時やめた、また引續いてやるのであるといふような場合には、この規定を適用しない。これは農業經營の繼續は將來において復するわけであり得るから、當然またこの十四條のごとき規定を適用して、さうして農業資産の分割が行われることを防ぎ、また信義にも反しないといふわけであり得る。この五年以内に任意にやめた場合に、第十四條の適用があるわけであり得る。やむを得ない事情によつてやめる場合もある。さういふ場合にはこれはいたし方がないわけであり得るが、その場合にやむを得ない、また他の兄弟が求償權を行使するといふことであります。これはいたしづらに事態を複雑にするばかりでありますので、これは任意にやめた、それが不當であり信義に反するといふ場合のみこの十四條が適用されるわけであり得る。第十五條は農業資産の相続人が被相続人の農業資産の贈與または遺贈を受けた場合、すなわち物として農業資産

の遺贈を受けた場合、これは農業資産の相続人としての地位に、結局同等の地位に立つわけであり得る。この場合遺留分權利者、すなわち農業資産を相続した被相続人の子孫が御承知のように二分の一といふような侵すことのできない遺留分をもつてゐる。農業資産の價額がその遺留分の價額を超過したところの、二分の一以上のものである。この場合に遺留分の權利者は贈與を受けた人に請求權をもつわけであり得るが、これは物として請求をすることができぬ。返すのは價額で返す。さういふことにいたしまして、物としての農業資産が分割されること、經營が分割されることを防いでおる規定であります。

それから第十六條は、この法律または民法第五編の相続に関する規定の適用について、農業資産の價額をいかに評價するか。これは時價によるわけであり得るけれども、時價の範圍内で農業經營の収益を基準とした評價による。これは現在の事態とはあまりあてはまらぬと思ひますが、通常物の取引價格は相當高いわけであり得るが、農業収益は少くとも從來の例に見ますれば、必ずしも高くない。低いわけであり得る。それであり得るから、全體としての農業収益の状況を基準として、それを超えるような評價のいたし方はしない。さういふ意味であり得る。これは特別相続人を認めた趣旨、すなわち農業を承継する人に多くの負擔を課さなといふ主義に基づくところの規定でありまして、必ずしも一般の市場價格、取引價格によらなといふ規定でございます。

それから第十七條は相続人の選定であるとか、あるいはその者が農業を繼續する見込がないから取消してくれといふような請求は、地方裁判所においてする。それから裁判は非訟事件手續法によつてこれを定める。すなわち調停的な趣旨によつて話をつけるようにする。さういふことであります。ここに地方裁判所と書いてございます。しかし本來この事件は新しく家事裁判所ができましたれば、そちらで取扱ふべき性質の事柄であります。家事裁判所法が成立いたしますればこの法律はまたそのときに、次の議會において一部修正をするといふ豫定になつておるわけであり得る。

それから第十八條は即時抗告の規定、第十九條は裁判所がこの法律に規定するところの裁判をするのは、市町村農地委員會の委員の意見を聴く。これは必ずしも委員會の意見と限らないのであります。さういふ趣旨の趣旨、さうしてそれが一體農業經營に最も適するかといふような事柄を聴いて、参考にするといふ規定であります。それから清算等があれば、すなわち破産といふことで清算が行われれば、この法律は適用にならない。さういふことであります。

なおこの法律中民法を引いております部分は、現行民法を引いておるわけでありまして、新しく民法が制定になりますればこの條文は番號をかえたりなんかして、書き直すことを豫定をいたしておるわけであり得る。これは現行民法、並びに民法の應急措置法が現に施行されておる状況におきましては、この法律は現に行われておる法律

を運用する、しこうして新しい民法が施行されれば、今度はこの運用を修正する。こういう建前にいたしてやるのであります。ごく簡単にありまするが概略説明申し上げました。

○野澤委員長 質問のある方は委員長の手もとまで御通告おきを願います。細野委員。

○細野委員 はじめに憲法との関係をお尋ねいたします。新しい憲法は家という觀念を排除しております。しかしこの法律は家というものと農家の資産というものとを非常に密接に結びつけておる。憲法では家という觀念を排除いたしましたけれども、現在の日本の農民の實際の基本というものは、やはり家というものを離れて農業を考へておりません。その點で本法の趣旨は農民の氣持にはびつたり合うのであつて、これがどういふことになるか、憲法違反ではないかというようなことをまず第一にお聴きしたのであります。

第二にはこれは結局農業資産というものを、農家の家産制度を採用したものでないのか、家産制度と理解してよろしいかどうか、この二點をまず第一にお伺ひいたします。

○山添政府委員 家の制度は廢止になりましたが、それは戸主權とかあるいは長子相続とか、あるいは家督相続、公的の家固有の制度でありまして、しかし人間の生活體たる家族制度は事實としてあるわけでありまして、この農業資産の相続特例法も、よかうな家族生活に基礎においておりますが、家の制度というものは全然關係がないわけでありまして、すなわち家督相続の制度と

は全然違つております。長子たるの身分によつて相続するということもございせん。それはあくまでも農業經營に適當な者が相続すべく承継をするというものであります。すなわち家族制度という實體には基礎をおいておるが、戸主權であるとか長子相続であるとか、あるいは家督相続というふうな、家の制度とは全然關係がありません。その意味におきましては憲法の精神によつて廢止されることは、この法律もまたそういう趣旨には全然よつていないで、憲法の精神に副つておるわけでありまして。

それから家産制度を定めたことにならうかという点であります。御承知のように家産制度はある一定の徹底した形としては、ナチスの世襲農場法、そういうような形をもつて現れておるのであります。その特質とするとところはこの法律よりも遙かに強いのであります。一定範圍の家産を設定し、しかしてその分割を禁止、またそれが負債の對象として處分をされるということから保護をいたしてあります。ところがこの法律は、相続という事柄によつて機械的に分割をされるというのを避けた程度でありまして、進んである農業資産を固定せしめること、またそれを徹底的に保護せんとするところの家産法ではないのであります。なぜ家産法の制度をとらないかというのには、二つの理由がございまして、第一は家産法といふまでもこれは農業經營の形態もそれほど變るものではないとせんけれども、ときにやはりそのことの進歩によつて多少變る。そこで今の小さい農業經營等を基準にいたしまして、そこに

ある一定の規模の家産を設定する。そこに固着せしめるということとは趣旨として面白くないし、またその必要もないではないか。また家産制度をとりまして、實質的にやつかない點は結局金融の點でありまして、農業資産を擔保にして金を借りた、ところが債權の執行ができぬということであれば、金の貸手がなくなる。こういうような點から金融上に非常に不便を來す。従つてまた家産という制度もあり歓迎されないという事實上の理由もございまして、家産法の制度はとらなかつたのであります。

○細野委員 第二點をいたしまして、農業資産の範圍についてお尋ねいたしたいと思ひます。本法においては大概必要なものは網羅されておるようでありまして、ただ山林につきましては、自家用薪炭の原木の採取の目的に供せられる土地だけであります。そのほかの山林というものは除外されておる。これは私は山林はぜひとも農業資産のうちに入れる必要があるのではないかと申すのであります。除外された理由は、どういふわけでありませうか。

それから農業資産の最低限度を一段歩と限定されておりますが、一段歩以下は結局民法の方の相続に任ずることであるか。

それからさらに別表の第四號にありますが、農林大臣が指定する動産というものは、どういふものが豫想されておりますか。以上三點をお尋ねいたしましたと思ひます。

○山添政府委員 第一に山林を除外しておる點でございまして、なるほど山林の所有形態を考へてみますと、これは農地と同じように日本では非常に

小さい山林がある、同時にまた非常に大きな山持もありますことは御承知の通りでございまして。本来山林そのものの形態といたしまして、これが相続によつて非常に小さくなるというところであれば、山林の繼續的、保続的經營という點から支障があり、造林等にも非常に支障を來すと思ひますけれども、しかし山林の造林等の要求から基くところの施設をいかにしていくかというところは、別個の見地からまた施設すべきことでもあります。本来均分相続の原則がございまして以上は、かような特別相續法等によつて保護されるところの資産の範圍は、おのずから必要の限度に止めることが要求される次第でございまして。従つて山林のうちでも農業經營に必要な自家用薪炭の範圍に限定をいたしました。その他の山林は普通の財産として考へられておるわけでありまして。その事柄が、山林の分割によつて生ずるであろうところの問題が、さらに適當な措置をとらなければならぬということば、おそらく造林等の面において起ると思ひますが、それは造林に關する國家施設、あるいは組合施設の充實とかいふような事柄で措置をしていくべきものかと考へております。奨励いろ／＼な施設ができるものと思ひますが、當面の問題といたしましては、最小限度にした方がよろしいというよりもすべきであるというところ、また山林に關する問題は、山林全般の植林の政策、森林資源の保続的經營の政策という見地から、別途に考究すべきであるという趣旨から、この範圍は取上げておりません。

それから一段歩未満の耕地に依存しておる農家、これは民法の原則に任せ

るわけでありまして。といひますのはその邊になりますと實は限界が非常にめんどろであります。このごろサラリーマンでも相當農耕をやつております。一體これをこの法律を適用すべきや否やといへば、そういうものは適用する趣旨ではございせんので、その邊の基準でここに一段歩といた次第であります。

それから別表の四號の點であります。農林大臣の指定するものは、お尋ねなれどもお尋ねいたします。範圍におきましては、一、二、三、でよろしいと思ひますが、なお農業機械等につきましてはいろいろ新しいものもできるわけでありまして。一々法律改正というわけにもいきません。そういう用意のために書いてある四號であります。

○細野委員 次に農業資産相続人の選定のことであります。第四條に被相続人が指定するといふことがありますが、この指定といふことについて、その方式は全然法律にきまつておりません。書面によつてもよろしいし、おそらく大部分の農家は書面で指定するなんてことはしないかもしれせん。口頭でありまして、これはある程度何らかの方式を指定しておかないと、相続に關することでありまして、相當紛議のものと申すのであります。これを將來何らかの方式を命令によつて定められるようなことになるのであります。あるいは全然この指定の方式につきましては當事者の事由に放任するといふことになつておりますか、その點をお尋ねいたします。

○山添政府委員 これは別段の要式行為と見ない豫定であります。と申しますのは、まず大體の考へをいたしまし



て、父親のもとにあつて長く農業を承継をしておるといふ人が當然受け継ぐであらうし、またもし指定をするならば指定をされるであらうというわけでありまして、今のようないくつ制度等がなくなりまして、結局實際上相続が行われるのが、大部分の農家においても相続人が年寄つてからだつたといふことに、これは普通の場合でありまして、なつていくであらうと思つておられます。そういう場合にはなおさらもう事柄は自然はつきりしておるではないか、かようにも考へておるわけでありまして。

○細野委員 次にこの指定あるいは選定を受ける相続人の範囲につきまして、あるいは資格につきまして、何らこういうことはきめておられません。従いまして未成年者でも相続人に指定され得るようにも見られるのであります。が、他方におきまして、また農業を営む見込がない者には他の共同相続人からその指定を取消すことの請求ができる規定もあるようであります。未成年者にして農業を営むといふことは、將來は大きくなればできるかもしれませんが、さしあたり農業を営むといふことはできぬわけでありまして、相続人の範囲につきましては、自由放任と解釋してよろしいのであります。

○山添政府委員 農業相続人の範囲は別段の制限はございませんので、極端に申しますれば、ほんの子供でもいいのです。その家を継いで——家といふとぐあいが悪いですが、その農業経営を継いでいこうと決定される人であればいいわけでありまして。

○細野委員 次に一番重大なる相続分につきまして二分の一と定めており、他

方において農業資産が財産の價額の半分を超過する疑があるときには、超過額の拂戻をするといふような制度になつております。この超過額の支拂ひの時期、方法は、すべて自由に協議によつて定めるといふことになつておるのであります。この點が實は農民諸君の一番心配しておられる點でありまして、よしんばこの農業資産を相続させられたところで、結局他の兄弟に超過額の拂戻をしなければならぬといふことでありましては、現在のような日本、貧弱な農業経営からして、一種の債務を負担することになるのであります。したが、この超過額の拂戻しといふことは、實際においてできぬのではないかと。結局農業資産を資産として行使しようといふにしても、何らかの形においてその相続した資産といふものを分割して分けてやるか、あるいは擔保に入れて借金をして超過額の拂戻をするか、何らかの形で、極力この法律が農業資産を分割細分化しないとした目的が達せられないことになるのではないかと。ところが、一番懸念せられるのであります。私は第一に相続分を二分の一としたことの根據、さらに第二段に、今日の農家の經濟状態において、超過額を拂戻しをするだけの餘力があるかどうか。この點について政府はどのように考へておられるかといふことをお聞きしたい。

○山添政府委員 特別相続分を二分の一としたしたのは、二分の一を超えなすれば遺留分を害するといふことになるわけでありまして。従つてこれは二分の一を超えることができぬといふ範圍に留めたのであります。遺留分を害すると申しますのは、普通でも遺留

分として二分の一は必ずその相続人が貰ふといふ規定がありますので、これを害するといふ點にまで進みますれば、それは行過ぎでございますから、その程度に留めたのであります。實際問題としてそれではどういふことになるか。これは農家の状態によつて、全體の資産の中で農業資産の占めます割合は違ひますけれども、今までの過去における調査でありますけれども、あたつてみますと、大體農業資産なるものは全體の農家資産のうちの七割前後といふのが通常のようでありまして、それからまた兄弟が三人あるとかいふような場合をとつてみますと、まず二分の一の相続分を農業資産相続人が貰ひ、あとまた残りの五割の三分の一を受けるといたしますれば、結局六割六分を貰ふといふことになりまして、かりに農業資産が七割であつて、また農業資産を相続する人の相続分が六割六分としますれば、結局全體の四割が超過する。この部分を他の兄弟に返すわけでありまして。その返し方は兄弟の間に適當に相談をしてきめる。かようにまず二分の一の特別相続分を認めておきますれば、償還すべき額はそう過大にはならない。こういふように思ふのであります。もとより現在の状況におきましては、米價の問題等から見まして、いろいろ苦しい事柄もございまして、しかしながら兄弟の中でありますから、一概に一時に支拂ひ金がなければ、必ずしも一時に支拂ひ金というわけではございません。その邊は家族内でしかるべく措置すべきではないかといふように、期待をいたしておるのであります。

○細野委員 この點につきましては、

この農業資産相続特別法の施行の違ひらざる機會に、農村金融について何らかの施策を併せて行つていただきたいといふことを私は希望として申し上げておきます。

○山添政府委員 この金融制度を裏づけをする。そして他の共同相続人に支拂すべき金額に對して、低利年賦の金を貸すといふ制度は當然必要でございます。ただいまはインフレーションの時期で、なるべく金を出さぬといふ意味で、金融を締めていた時期でありまして、現在ではそういうことはまあ實行上できないのであります。將來當然この金融に關する施設は考慮いたしたいといふつもりであります。

それから時價とは何ぞや。これは普通の取引價格という意味でありまして、現在公定價格がございしますから、その公定價格が現在としては時價であります。それが収益を基準としてこれを定める、この収益の基準としては、もとより純益という意味でありまして、農業に従事する人が社會的に見て、普通の相當なる生活をしていふ意味であります。という意味は勞働賃金を相當なる程度に見て、しこりして相當の生活をして残りのもの、かように解釋をいたしております。

○細野委員 私はこの農業資産の相続

について、實際問題として、だれが相続するかといふことになりまして、資料として出されました世論の調査によりまして、結局長男が一番早く親の手傳ひをするのだから、大多數の場合には、従来と同じように長男が農業資産を相続するといふことになる場合が多いかと思ひますが、しかし必ずしもそうばかりいきません。ともかく法律をつくります以上は、最悪の事態も考慮の中に入れておかなければなりません。しかるに本法律におきましては、兄弟のといひますか、相続人の協議に任せるといふ點が相當にくさんあるのであります。この點について悪い場合を考へますと、相當の紛糾が起ることが豫想されないでもない。この點について政府は、いや大それたことではないといふふうに思つておられるのか。農業を営む見込みのあるなしなどにつきまして、これは本人の主觀的な條件でなくて、客觀的に見込みがあるかないかを決定することになるのであります。かように、さういふとしますと、これは人によつて主觀が違ふのだから、さういふ問題につきましても、悪い場合を考へれば、常に兄弟げんかのもとになるようなことも想像できないでもないものであります。さういふふうな點につきまして、スミースにいくと思つておられます。政府の御見解を承りたいのであります。

○山添政府委員 いろいろ法律制度が變りまして、社會上の事實といふものはお相當期間傳統によつて規制せられる、そしてしばらく経てば今度は新しい制度によるところの秩序が確立される。さういふふうな觀察をいたし

た

た

ております。しかしてこの農業資産相続特別法に關する制度は、たゞいま御指摘になりましたように、もとより長子相続はでございせんけれども、多くの實際上の家族生活、また現在における農業の承継の事實に合致をいたしておるものであります。大部分の場合におきましては、特別の支障なく行われるだろうと期待をいたしておりますが、しかしもとより均分相続、家督相続の廢止という變化がありました以上、その事柄にすでに問題がありますから、兄弟けんかをかりにやるとすれば、そのやるべき素地がすでにつくられておる。従つて農業資産の承継をめぐりまして家庭に争議がないとは限りませんと思ひます。そういうことがかりにあるといたしましても、これはやはり兄弟の間の協議、またそれが片がつきませんければ、家事審判所における大體話合の延長というようになおける審判裁決ということできめられるわけでありまして、さうなことがあるからといって、これをある一定の人に結び付けてしまふということとは、結局周人の身分を復活する新憲法の精神にも矛盾を來すということに相なりま

すので、この法制の建前によつておるような制度、これが自然新しい秩序をまたつくつていくというように期待をいたしておる次第であります。

○細野委員 この農業資産の相続につきましては、超過額拂戻しの義務があるというところに關連いたしまして、この相続を辭退する者が全然ないでもない。相続を辭退する者があるという場合が豫想せられるのであります。農業資産の相続人が全然ないときには、農業資産は國有となると解釋してよろしいのでありましようか。その場合超過額拂戻しの義務があるのでありましようか。

○山添政府委員 農業資産の相続を辭退するということは、言いかえますれば、みんながもうわれ／＼は百姓はしないという場合で、この場合には普通の民法の原則にたちかへつて、兄弟で均分に相続するわけでありまゝ。従つて農業資産は兄弟の間で分散されるわけですが、それは價格によつて分散されますが、あるいは物によつて分散されますが、いずれにいたしましても特別相続人の規定はありませんので、本來の民法の原則にたちかえるわけでありまゝ。

○細野委員 以上で私の質問は大體終りました。この法律は非常にむずかしいのであります。ともかく百姓の人が讀んでもわかりません。もしこの法案が通過いたしますならば、この趣旨をもう少しわかりやすく、農民に徹底するような方法をとられんことを希望いたします。私の質問を終ります。もつて打ち切ります。

○野澤委員 午前中の質疑は以上を休憩します。

午後零時五分休憩

〔休憩の後には會議を開くに至らなかつた〕

〔參照〕 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

第九十二議會を通過せる開拓者資金融通法に基き政府は開拓者に對して農業資金及び住宅建設資金

を貸し付け、經濟的更生を援助し來つたが、開拓地の有する極度に不利な自然的經濟的條件に鑑み、一層強固な經濟的地盤を設定せしむべく、その生産物加工に必要な共同施設を設備する資金を融通するため、開拓者の組織する法人に對して長期低利の均等年賦償還方法によつて二十萬圓以下の、一箇年無利子据置の政府資金を貸し付けることとし、開拓者資金融通法の一部を改正せんとするものである。

二、議案の可決理由

開拓者の有する物的條件は元來極めて不利なものであるから、本法制定後におけるインフレーションの昂進、經濟事情の變動に應じ、開拓計畫の圓滑なる遂行を期待するためには一層の援助を必要とする點において妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月二十日

農林委員長 野澤 勝

衆議院議長 松岡駒吉殿

農産種苗法案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、農産種苗の品質の保持向上を圖り、農産生産の増進、農民利益の擁護、種苗輸出の振興に貢獻すべく、農産種苗業者の届出制を定め、販賣種苗の内容を保證せしめ、且つ優秀種苗の育成者に對しては販賣上の特權を認めようとして、その手續を定めたもので

ある。

二、議案の可決理由

農村に不正種苗が散見している現状に鑑み、不測の損害により農民を保護し、併せて優良種苗の育成奨励、輸出振興を圖り、食糧増産、外貨獲得に貢獻する點において妥當なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年九月二十日

農林委員長 野澤 勝

衆議院議長 松岡駒吉殿

衆議院事務局